

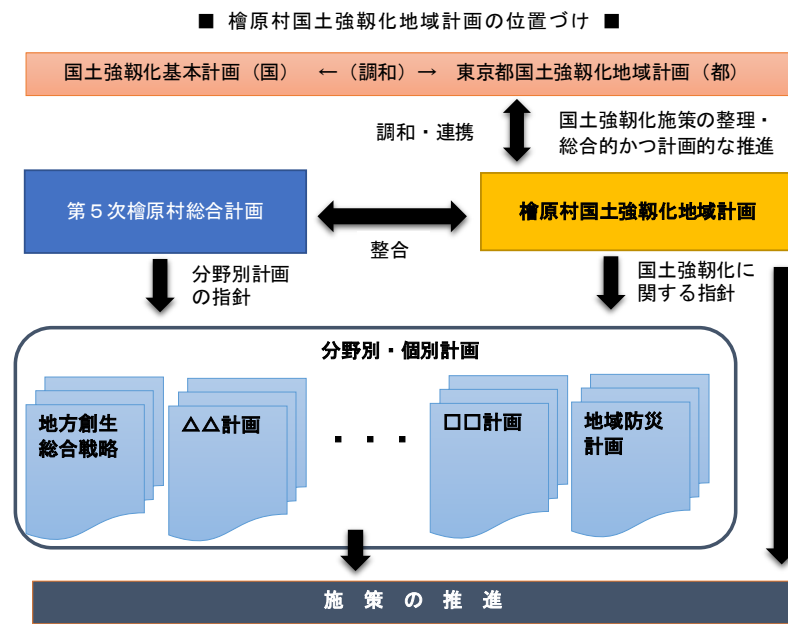
檜原村国土強靱化地域計画【概要版】

1 計画の趣旨

大規模な自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、被災後に「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な地域づくり」を計画的に推進するため、国土強靱化に関する村域の取組の指針として計画を策定する。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画と調和を図るとともに、「第5次檜原村総合計画」と整合を図りつつ、「檜原村地域防災計画」をはじめとする各関連計画の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づける。



3 計画期間

国土強靱化基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、当初の推進期間は令和4年度から令和8年度までとする。

4 計画の目標

国土強靱化基本計画や基礎自治体として役割等を踏まえ、基本目標を設定するとともに、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を設定し、強靱化を推進する。

(1) 基本目標

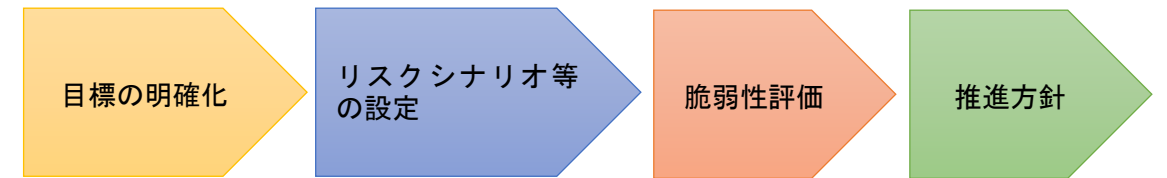
- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興が図られること

(2) 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 脆弱性評価及び推進方針

本村の特性を踏まえた上で、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿って大規模自然災害等による被害を回避するための施策等のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行い、強靱化のための推進方針を検討した。



① 想定するリスク（対象とする災害）

本村の特性や想定される災害を勘案し、大規模巨大地震及びこれに伴う火災の発生、土砂災害、洪水、雪害などの「大規模自然災害」全般を想定

② 施策分野

国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画と調和を図り、次の7つの施策分野を設定

施策分野	① 行政機能	④ 経済・産業	⑦ まちづくり
	② 健康・医療・福祉	⑤ 教育・文化	
	③ 情報通信	⑥ 環境	

③ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画を参考にしつつ、想定される災害リスク及び本村の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

④ 脆弱性評価の実施及び推進方針の検討

リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクスを作成し、これまでに本村が取り組んでいる施策について、取組状況や課題を分析するとともに、その対応策等を推進方針として整理
 ※リスクシナリオごとの推進方針（強靱化関連施策）については裏面に掲載

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	施策分野				脆弱性評価	推進方針の検討
		行政機能	健康・医療・福祉	情報通信	...		
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物等の構造的・大規模倒壊による死傷者の発生	○○○	○	○	○	脆弱性の評価	推進方針の検討
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	○○○	○	○	○		
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	○○○	○	○	○		
	2-2	○○○	○	○	○		
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	...	○○○	○	○	○		

6 計画の推進と進捗管理

計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備するとともに、村をはじめ、国、東京都、民間事業者、NPO・ボランティア団体、住民等の叡智を結集し、本村の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組む。また、必要に応じて施策分野別及びリスクシナリオごとの施策の取組状況及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進に繋げるものとする。

【リスクシナリオごとの推進方針（強靱化関連施策）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		推進方針（強靱化関連施策）			
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	○無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策 ○公共建築物の耐震対策、老朽化・長寿命化対策の推進	○空家対策の推進	○文教施設の災害対策の強化 ○公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	○火災の発生予防	○出火・延焼の抑制	○初期消火体制の整備	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	○河川管理施設の整備推進	○タイムラインの作成・運用	○警戒避難体制の充実	
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生	○土砂災害防止施設の整備促進	○森林の多面的機能の保全	○警戒避難体制の充実	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進 ○応急給水、水道事業実施体制等の整備 ○物資調達・供給体制の整備	○公的備蓄の充実・確保 ○住民による備蓄の促進 ○石油燃料の確保	○道路ネットワーク機能の確保	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	○情報通信基盤の整備 ○ヘリコプターによる輸送体制の確保	○道路ネットワーク機能の確保 ○農林道等の保全対策の推進	○住民による備蓄の促進	
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○初期消火体制の整備	○自助・共助の取組推進	○企業防災の促進	
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○医療救護体制の充実、広域搬送体制の確保 ○ヘリコプターによる輸送体制の確保	○医療施設の機能充実 ○道路ネットワーク機能の確保	○災害時医薬品等の確保 ○石油燃料の確保	
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○防災拠点施設等における電力の確保 ○避難所における衛生管理、生活環境の向上 ○災害廃棄物処理体制の構築 ○福祉避難所の指定、施設整備や備品備蓄の推進	○避難所運営体制の整備 ○感染症対策の強化 ○広域火葬体制の整備	○避難者の健康管理体制の充実 ○災害時トイレ対策の推進 ○ボランティア受入体制の構築等 ○地域における防犯体制の構築	
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○公共建築物の耐震対策、老朽化・長寿命化対策の推進 ○防災拠点施設等における電力の確保 ○自立・分散型エネルギー等の導入の推進	○情報システムの耐災害性の確保 ○業務継続体制の整備 ○相互応援体制の推進、受援計画の策定		
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○防災拠点施設等における電力の確保 ○自立・分散型エネルギー等の導入の推進		○情報通信基盤の整備	
		4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○災害情報伝達手段の多様化 ○避難行動要支援者避難支援体制の充実 ○自助・共助の取組推進	○災害情報入手環境の整備 ○外国人旅行者にも対応した観光施設等における災害情報の伝達 ○要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、訓練実施の促進	○情報収集・伝達体制の整備	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による生産活動への影響及び社会経済活動の低下	○ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化 ○農地・農業水利施設等の適切な保全管理		○道路ネットワーク機能の確保 ○企業防災の促進	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化 ○自立・分散型エネルギー等の導入推進		○石油燃料の確保	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進	○応急給水、水道事業実施体制等の整備		
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の耐震化及び維持管理	○下水道業務継続体制の整備	○災害時トイレ対策の推進	
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	○道路ネットワーク機能の確保 ○農林道等の保全対策の推進	○災害対応に不可欠な建設業との連携 ○路線バス等地域公共交通の確保		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	○火災の発生予防 ○出火・延焼の抑制	○初期消火体制の整備 ○自助・共助の取組推進	○企業防災の促進	
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び大雪等に伴う交通麻痺	○無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策 ○空家対策の推進	○災害対応に不可欠な建設業との連携 ○除雪体制の整備、路面の凍結防止対策		
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全、大規模な火山噴火による二次災害の発生	○河川管理施設の整備推進 ○土砂災害防止施設の整備促進	○富士山大規模噴火時の火山災害対策の推進 ○相互応援体制の推進、受援計画の策定		
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出、農地・森林等の被害による地域の荒廃	○有害物質の拡散・流出防止の推進 ○農地・農業水利施設等の適切な保全管理	○森林の多面的機能の保全 ○有害鳥獣被害対策の推進		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理体制の構築 ○地籍調査の推進	○復興体制の整備 ○ボランティア受入体制の構築等		
		8-2	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、風評被害等による地域形成、地域経済等への甚大な影響	○文化財保護対策の推進 ○地域コミュニティ機能の維持・活性化	○早期の住宅再建等の支援 ○風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信		